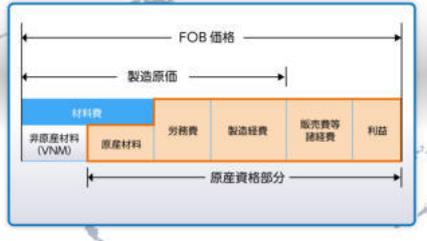
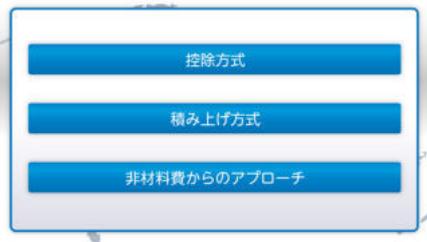
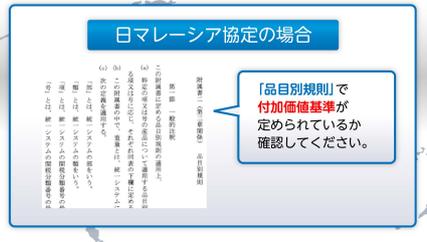


非原産材料を使用して生産される産品（付加価値基準）

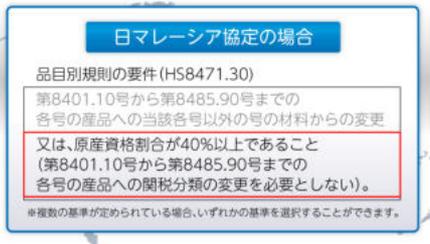
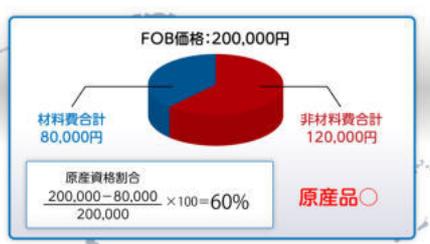
シーン	画面イメージ	ナレーション
1		<p>「非原産材料を使用して生産される産品」の場合、品目別規則等に、主に3種類の基準が定められています。</p>
2		<p>ここでは、付加価値基準について説明します。付加価値基準とは、産品の生産過程において十分な価値が加えられるような加工等が行われ、</p>
3		<p>その過程で形成された「原産資格割合」が、品目別規則等で定められた割合を超えていれば、原産品とする基準です。原産資格割合の算出方法は複数ありますが、ここでは「非材料費からのアプローチ」を説明いたします。</p>
4		<p>例えば、日本で生産したHS 8 4 7 1 . 3 0のパソコンを、日マレーシア協定における原産品としてマレーシアに輸出する場合、</p>
5		<p>まずは日マレーシア協定の品目別規則で、付加価値基準が定められているかをご確認ください。</p>

非原産材料を使用して生産される産品（付加価値基準）

シーン

画面イメージ

ナレーション

<p>6</p>	 <p>日マレーシア協定の場合</p> <p>品目別規則の要件 (HS8471.30)</p> <p>第8401.10号から第8485.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 又は、原産資格割合が40%以上であること (第8401.10号から第8485.90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)。</p> <p><small>※複数の基準が定められている場合、いずれかの基準を選択することができます。</small></p>	<p>日マレーシア協定の品目別規則では、HS 8471.30の産品は、付加価値基準が定められており、原産資格割合が40%以上であることが求められています。</p>																				
<p>7</p>	 <p>仕入れた材料</p> <table border="1"> <tr> <td>CPU</td> <td>30,000円</td> <td>半導体メモリ</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>計算機</td> <td>10,000円</td> <td>ハードディスク</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>半導体メモリ</td> <td>10,000円</td> <td>液晶画面</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>ハードディスク</td> <td>10,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液晶画面</td> <td>20,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>材料費合計: 80,000円</p> <p>FOB価格: 200,000円</p>	CPU	30,000円	半導体メモリ	10,000円	計算機	10,000円	ハードディスク	10,000円	半導体メモリ	10,000円	液晶画面	20,000円	ハードディスク	10,000円			液晶画面	20,000円			<p>パソコンのFOB価格が200,000円で、パソコンを製造するための材料全ての仕入れ価額の合計が80,000円であった場合、</p>
CPU	30,000円	半導体メモリ	10,000円																			
計算機	10,000円	ハードディスク	10,000円																			
半導体メモリ	10,000円	液晶画面	20,000円																			
ハードディスク	10,000円																					
液晶画面	20,000円																					
<p>8</p>	 <p>FOB価格: 200,000円</p> <p>材料費合計: 80,000円</p> <p>非材料費合計: 120,000円</p> <p>原産資格割合: $\frac{200,000 - 80,000}{200,000} \times 100 = 60\%$</p> <p>原産品○</p>	<p>原産資格割合は、60%となります。この場合、品目別規則で定められた40%を上回っているため、原産品となります。</p>																				
<p>9</p>	 <p>FOB価格: 200,000円</p> <p>材料費合計: 80,000円</p> <p>非材料費合計: 120,000円</p> <p>原産資格割合: $\frac{200,000 - 80,000}{200,000} \times 100 = 60\%$</p> <p>原産品○</p>	<p>利益や人件費等がFOB価格の多くを占めている場合、材料に原産材料があったとしても、非原産材料とみなして原産資格割合を算出することができます。このようなアプローチを「非材料費からのアプローチ」と呼んでいます。「控除方式」、「積み上げ方式」に関しては、「特定原産地証明書発給申請マニュアル」にてご確認ください。</p>																				